

2022年1月11日

日本医学会分科会 事務局御中

日 本 医 学 会

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての  
相談支援体制・医療体制等の維持，確保について（周知依頼）

平素より，本会の事業推進にご協力を賜りまして，誠にありがとうございます。

さて，令和3年12月28日付にて，厚生労働省健康局健康課より，別添の通り，ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持，確保について周知依頼がありましたので，貴学会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

関連 URL は下記の通りです。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/notifications.html>

なお，詳細は，厚生労働省健康局健康課・予防接種室 担当【北條氏 電話：03-5253-1111（内2976）】にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会事務局 高橋  
Tel 03-3946-2121(内4260)  
Fax 03-3942-6517  
[htakahas@po.med.or.jp](mailto:htakahas@po.med.or.jp)

事務連絡  
令和3年12月28日

日本医学会 御中

厚生労働省健康局健康課

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての  
相談支援体制・医療体制等の維持、確保について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）に関する相談支援体制・医療体制等の維持、確保について、別添通知のとおり整理し、各都道府県知事、市町村長及び特別区長宛に連絡したところである。

貴会におかれては、別添通知の内容について御了知いただき、地域におけるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種が円滑に行われるよう、貴会会員に周知をお願いする。なお、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種後に体調の変化等の症状が生じた方がヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を行う医療機関以外の医療機関を受診することもありうることから、別添通知記4の「地域の医療機関に求められる役割について」については、特段の御配慮をお願いする。